

情報共有システムに係るQ & A

令和8年4月

茨城県ひたちなか市

○目的等について

Q1-1. どのようなことから、情報共有システムを導入するのでしょうか。

A1-1. 建設工事等のDX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進により、受注者が発注者へ書類を提出するための移動時間、移動コスト等の削減やワンデーレスポンス等が期待されるなど、受発注者双方にメリットがあると考えています。

○対象となる工事等について

Q2-1. 情報共有システムの対象工事は、どのような工事でしょうか。

A2-1. ひたちなか市が発注する建設工事における情報共有システム実施要領に示す建設工事を対象に、令和8年4月1日以降に入札公告又は指名通知等を行う工事に適用します。

○情報共有システムについて

Q3-1. 情報共有システムとは、どのようなものでしょうか。

A3-1. インターネットを利用して、工事施工中に関する書類の作成・提出や、工事関係資料の共有等を支援するシステムです。従来の紙媒体では、工事書類の作成、印刷、提出、整理等に多くの時間や資源を費やす必要がありました。情報共有システムでは、受発注者が互いに作成した情報を「いつでも」「どこでも」検索、閲覧、取得できるようになり、業務の効率化、省力化を図ることで、生産性の向上を実現するものでございます。

Q3-2. 情報共有システムを使うと、どのようなメリットがありますか。

A3-2. 情報共有システムの活用により受発注者間のコミュニケーションが円滑化することはもちろん、公共工事の生産性向上を図ることができます。さらに、立会いスケジュールなどを含めて共有することにより、受発注者の時間的な制約をなくし、円滑化することができます。

Q3-3. 金額の少ない工事でシステムを使ってもそれほどメリットがないのではないかでしょか。

A3-3. 受注者が市へ書類を提出するための移動時間、コストの削減等が期待されると考えています。

なお、当面の間、当初設計金額が3千万円を超える場合は、発注者指定型とし、同3千万以下は受注者希望型とします。

Q3-4. 対面のコミュニケーションが減ることにならないでしょか。

A3-4. システムを使うことで書類提出や整理等の単純な作業時間を短縮できるので、重要な変更協議などで必要な現場臨場や対面によるコミュニケーションに時間を確保しやすくなりまます。

Q3-5. 情報共有システム操作時の質問等については、どこに問い合わせればよろしいでしょか。

A3-5. 各情報共有システム提供者のサポートセンターに問い合わせをお願いします。

Q3-6. 帳票を送る時間帯に制限はありますか。

A3-6. 基本的には、ありません。

システムメンテナンス時には、システムの利用が止まる事はありますが、事前にシステム内等でお知らせします。

Q3-7. 特記仕様書に記載されている「やむを得ない理由があると認められた場合」とは、具体的にどのような場合でしょか。

A3-7. 施工場所が山間部などで通信環境が確保できないなどの理由により情報共有システムの利便を受けられない場合や施工工期が短く書類が少ない場合※等を想定しています。

※土木工事関連の小規模工事等を想定しています。ひたちなか市建設工事成績評定要領：（1）区画線設置工事（2）側溝蓋掛工事（3）公共樹設置工事（4）小規模な水路又は水管工事（5）簡易な道路維持補修工事（6）その他市長が認めた工事

○情報共有システム提供者について

Q4-1. 市の要領を満たすシステムであれば、どの情報共有システムでもよろしいでしょうか。

A4-1. 満たしていれば、利用可能と考えています。

※国土交通省が発する「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」の最新版を満たすシステムを標準とし、また、同要件工事対応状況一覧表に記載されている情報共有システム提供者を標準とします。

Q4-2. 監督員は受注者に、特定のシステム提供者を指定することは可能でしょうか。

A4-2. 受注者が複数あるシステム提供者の中から選択し、契約するものであるため、指定はできません。基本的には、工事打合せ簿により発注者へ事前協議の中で受注者が選択したシステム提供者を報告する形となります。

Q4-3. 複数の情報共有システムがあるが、操作性は同じでしょうか。

A4-3. 操作や機能は概ね同じですが、画面イメージは多少異なります。

○機能要件について

Q5-1. (土木工事版) 実施要領第4条第1項において「使用する情報共有システムは、国土交通省の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」とありますかが具体的にどのようなことでしょうか。

A5-1. 同機能要件【要件編】の最新版を機能要件としています。

(国土交通省のウェブサイト) 国土交通省/電子納品に関する要領・基準/工事施工中・業務履行中における受発注者間の情報共有システム関連資料ページから最新版をダウンロードしてください。

※本市は、同機能要件中、オンライン電子納品機能、及び遠隔臨場支援機能は、未対応となります。

Q5-2. (土木工事版) 実施要領第4条第1項ただし書きにおいて、国土交通省HPの最新の「情報共有システム提供者における機能要件対応状況一覧表」とありますかが具体的にどのようなことでしょうか。

A5-2. 同機能要件対応状況一覧表の最新版を「必須機能の対応を確認済み」のシステムとしています。

(国土交通省のウェブサイト) 国土交通省/電子納品に関する要領・基準/情報共有システム提供者における機能要件対応状況ページから最新版をダウンロードしてください。

Q5-3. (営繕工事版) 実施要領第4条第1項において使用できる情報共有システムは、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件2019年版 営繕工事編」とありますかが具体的にどのようなことでしょうか。

A5-3. 同機能要件 営繕工事編の最新版を機能要件としています。

(国土交通省のウェブサイト) 国土交通省/政策・仕事/官庁営繕/営繕工事における情報共有システム機能要件と対応状況関連資料ページから最新版をダウンロードしてください。

※本市は、同機能要件中、オンライン電子納品機能は、未対応となります。

Q5-4. (営繕工事版) 実施要領第4条第1項ただし書きにおいて、国土交通省HPの最新の「情報共有システム提供者における機能要件対応状況一覧表」とありますかが具体的にどのようなことでしょうか。

A5-4. 同機能要件営繕工事編対応状況一覧表の最新版を「必須機能の対応を確認済み」のシステムとしています。

(国土交通省のウェブサイト) 国土交通省/政策・仕事/官庁営繕/営繕工事における情報共有システム機能要件と対応状況関連資料ページから最新版をダウンロードしてください。

○電子化について

Q6-1. 情報共有システムの利用に先立つ受発注者協議は、紙で提出する必要がありますか。

A6-1. 情報共有システムを利用することになった場合、工事記録を電子データで、提出をお願いします。

情報共有システムを利用しない場合は、紙の工事記録で利用しない理由を明記して提出をお願いします。

Q6-2. システムを利用する場合、打合せ簿などの工事帳票は全て電子化しなければならないのでしょうか。また、段階的にできるところから行うことは可能でしょうか。

A6-2. 原則、打合せ簿等の提出は、情報共有システムで行うこととなります。システムにより添付できないデータがある場合は、紙媒体の使用も可能です。また、段階的にできるところから積極的に行うようにしてください。

Q6-3. 施工計画書を情報共有システムで提出してもよろしいでしょうか。

A6-3. ペーパーレス化や、やり取りの効率化の観点から情報共有システムでの提出を積極的に行うようお願いします。

なお、情報共有システムを用いて変更施工計画書を提出する場合は、変更部分を含めて一式で提出することも可能としています。

Q6-4. 設計変更が多い場合の情報共有において、柔軟に対応できるのでしょうか。

A6-4. 設計変更においては、工事記録には残らない事前打合せが必要であり、情報共有システムの掲示板機能等を使用することでも対応できます。

また、後から工事帳票を修正するような場合も、利用期間内に限り修正も可能となっています。

Q6-5. 実施要領第5条第1項において、「対象とする工事帳票は・・・受発注者協議により決定する」とありますが、No.1, No.2の帳票のみを対象とすることも可能でしょうか。

A6-5. 実施要領上は、受発注者間の協議が整えば対象の帳票を数項目のみとすることも可能ですが、より多くの項目を採用してもらうことを期待しています。

特に、施工計画書等の参照や修正の機会が多い書類については積極的に採用をお願いします。

○契約について

Q7-1. 受注工事単位ごとに契約するのでしょうか。

A7-1. 工事単位の契約となります。

Q7-2. (営繕工事版) 実施要領第3条第1項(2)において、「共通仮設費に積上げ計上し」とありますが、積み上げた額は、当初請負比率を乗じますか。

A7-2. 当初請負比率を乗じます。

Q7-3. (営繕工事版) 実施要領第3条第1項(2)において、受注者が希望する工事は、「共通仮設費に積上げ計上し、変更契約を行うものとする。」とありますが、複数年工事は、年度ごとに変更を行うのでしょうか。

A7-3. 情報共有システムの利用料については、原則、利用期間が確定した段階で行うこととしており、年度ごとの清算は想定していません。変更契約の時期については、情報共有システムの利用期間が確定する工期末を原則とします。

○中止・工期延長について

Q8-1. 工事の一時中止等により工事のない月は情報共有システムの利用契約を休止すべきでしょうか。

A8-1. 工事が一時休止となった場合も、帳票の作成及び決裁や決裁済みの文書の閲覧が必要となることが考えられます。

情報共有システムの提供者により利用契約を休止した場合の対応が異なりますので、同提供者にご確認のうえ受発注者間で協議し、利用契約の休止の有無や利用休止期間について決定することになります。

Q8-2. 工期延長になった場合、いつまでに情報共有システム提供者に延長申請をすればよろしいでしょうか。

A8-2. 既契約期間内に申請をお願いします。

Q8-3. データは、工期終了後、いつまで使用できますか。

A8-3. 工期終了後のデータの使用は、情報共有システム提供者によるところです。ご確認をお願いします。また、情報共有システム提供者によりデータを保管するサービスも別途(有料)あります。

○データ容量について

Q9-1. システムで登録できるデータの容量に制限はありますか。

A9-1. 容量や添付ファイル数の上限は情報共有システムを提供している情報共有システム提供者により異なりますのでご確認をお願いします。

Q9-2. メールではデータ量が大きいものは転送するのに時間がかかったり、転送できなかつたりしますが、情報共有システムでは問題ないですか。

A9-2. 大容量データが転送できます。

容量の上限は各情報共有システム提供者により異なりますので確認をお願いします。

○決裁機能について

Q10-1. 工事打合せ簿の決裁ルートの選択（課長・係長決裁等）はできますか。

A10-1. 受注者側における情報共有システムの設定画面で設定可能となっています。そのため、事前に監督員が受注者へ決裁者（決裁ルート）を正しく伝えるようにお願いします。

Q10-2. 引き上げ決裁は可能でしょうか。

A10-2. 情報共有システム全てのサービス提供者に、「代理承認機能」等の上司がいない場合等に対応できる引き上げ決裁機能があります。

Q10-3. 情報共有システムで決裁中に修正等が発生しても問題ないでしょうか。

A10-3. 情報共有システムは最終版の書類を登録するものではなく、コメント機能等を活用し、回議・承認しながら受発注者間で確認や書類の修正を行うことができます。これらの機能については積極的に活用するようにお願いします。

○スケジュール連携機能について

Q11-1. カレンダー等のスケジュール管理機能は、工事毎に表示されるのでしょうか。

A11-1. 工事毎に表示されます。

Q11-2. 情報共有システムのスケジュール機能や掲示板機能は必ず使わなければならないでしょうか。

A11-2. 必ずしも使う必要はありませんが、上記機能を利用することで受発注間のコミュニケーションの円滑化を促進することができると考えています。

Q11-3. 同じ工事現場の他工事において情報共有システムの利用がある場合は、同じシステムを選定しなければならないでしょうか。（例 建築工事と設備工事を分離発注とした場合など）

A11-3. 必ずしも他工事と同じシステムを選定する必要はありませんが、同じシステムを選定することで他工事との情報共有機能を使用できる場合があります。

○ＩＤの登録について

Q12-1. 発注者側はＩＤとパスワードを新たに作成することになりますか。

A12-1. ＩＤとパスワードを新たに1つ作成することになります。そのため、受注者側がすべて登録を行いますので、誰が工事決裁に関係するかを発注者側が事前に受注者側へ伝えることになります。

Q12-2. 発注者は監督員のみＩＤを登録すればよろしいでしょうか。

A12-2. 監督員のみの登録で問題ありません。監督員の登録以外に、成績評定員、工事検査員、施設管理者等が考えられます。必要に応じて、ＩＤの登録をお願いします。

Q12-3. 発注者が工事監理業務委託をしている場合は、書類をどのように発議したらよろしいでしょうか。

A12-3. 委託者の職位は、「管理技術者」、「主任担当技術者」とし、発注者側のユーザーとして登録をお願いします。

○費用負担について

Q13-1. システムを利用する際に費用はかかりますか。また、システム利用料は間接費に含まれているのでしょうか。

A13-1. 通常、月額使用料×○箇月分の料金がかかります。具体的な費用については、情報共有システム提供者にご確認をお願いします。

なお、土木工事の積算では、システム利用料※は共通仮設費の率計上に含まれています。

※技術管理費（施工管理で使用するOA機器の費用）に含まれると、積算基準書で明記されています。

営繕工事等の積算では、発注者が指定する工事においては、あらかじめ共通仮設費に積み上げ計上し、受注者が希望する工事において情報共有システムの活用を認めた工事は、共通仮設費として積み上げ計上し、変更契約を行うものとします。

Q13-2. 受注者が希望し情報共有システムの活用を認めた工事において変更契約を行う場合、実費精算となるのでしょうか。

A13-2. 受注者が情報共有システム提供者に支払いを行ったことが判断できる資料（領収書等）の写しを提出していただき、その金額を計上します。

なお、利用月数については、情報共有システム提供者と契約した実質月数とし、下記例のとおり整数として計上をお願いします。（工事検査日の翌月は含みません。）

例：情報共有システム提供者との契約が令和8年5月31日から令和8年12月1日までの場合は、8箇月分として計上をお願いします。

Q13-3. 経費補正等基準が定められていない見積り合せ主体の仕様書発注工事は、どのように「情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）」の項目を計上するのでしょうか。

A13-3. 経費補正等基準の定めのある設計と同様に土木工事は、共通仮設費（率）に含まれるものとして見積りを行い、また、営繕工事は共通仮設費（積上げ）算定となり、同項目について見積りを行い、計上をお願いします。

○電子納品について

Q14-1. システムを利用すると、工事記録などの帳票はすべて電子化されるのでしょうか。

A14-1. これまでどおり、紙の原本を提出する場合は、情報共有システムにより提出ができないことから、紙の書類を提出します。

したがって、工事帳票がすべて電子化されるわけではありません。

Q14-2. 完成後（工期終了後）のデータを受注者は管理できるのでしょうか。

A14-2. システムからダウンロードして、社内のパソコンに保管できます。

Q14-3. システムを利用する場合のウイルス対策はどうすればよろしいでしょうか。

A14-3. 国土交通省「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」にセキュリティ要件が定められており、ウイルス対策等の情報セキュリティは確保されています。また、提供されるシステムは、各システム提供会社のデータセンター内で厳重に保管されています。

なお、受注者側のPC環境においても、これまで同様にバックアップ、ウイルス対策等は万全の対策をお願いいたします。

Q14-4. 電子媒体での納品はSDカードでもよろしいでしょうか。

A14-4. 実施要領に示したとおりCD-R等を原則とし、データの書き換えのできないDVD-Rでの納品も可とします。

なお、CD-RW、DVD-RW、及びSDカード等のデータの書き換えができる電子媒体は不可とします。

Q14-5. 情報共有システムによる電子納品と、完成図、工事写真の電子納品は別々に作成するのでしょうか。

A14-5. 電子納品ファイルを整理、作成する市販の電子納品ソフトに工事情報共有システムからダウンロードした電子納品成果品データを取り込むこともできるので、別々に作成するかどうかは受発注者間の協議で決定することになります。

電子データの容量が大きくなり、1枚の電子媒体で格納しきれない場合には、「茨城県電子納品ガイドライン」を参照して電子媒体を複数作成するようお願いします。

○工事検査について

Q15-1. 検査時に準備する機器等はございますか。

A15-1. 受注者側が、ノートパソコン2台1組を基本とした準備をお願いします。

パソコン1台は写真用とし、もう1台は書類（文書・図面等）用とし、分けて検査を行います。※屋外での視認性に優れる機器等があれば積極的な活用をお願いします。

ただし、大規模な工事では、効率的な検査のため、2組体制の検討をお願いします。

Q15-2. 検査時に情報共有システムから一括ダウンロードした電子媒体で検査することは可能としていますか。

A15-2. 一般的には、パソコン画面やモニタ等を用いて行うなど、電子媒体による検査は可能と考えています。

完成図書類について、電子媒体ベースで提示等を行い、電子媒体で検査を行うことは可能と考えますが、紙ベースで提出があったもの等については、今までどおりの検査になります。

○成績評定について

Q16-1. 情報共有システムを活用した場合、成績評定で加点をするのでしょうか。

A16-1. 情報共有システムの活用による加点項目はありませんが、情報共有システムの活用により、施工管理に工夫が見られる等の事例がある場合は、考査項目別運用表※1において加点が考えられます。

※1	考査項目運用表（土木）：
	（主任監督員）別紙-1⑧5. 創意工夫・I. 創意工夫. 工夫事項中、【その他】の「 <input checked="" type="checkbox"/> その他」をチェックし、[理由：情報共有システムの活用に関する工夫]と記入を行います。
	考査項目運用表（建築）：
	（主任監督員）別紙-1⑩5. 創意工夫・■施工管理関係項目中、「 <input checked="" type="checkbox"/> その他」をチェックし、（情報共有システムの活用に関する工夫）と記入を行います。
	考査項目運用表（小規模工事）：
	（主任監督員）別紙-1⑤5. 創意工夫・I. 創意工夫. 工夫事項中、【その他】の「 <input checked="" type="checkbox"/> その他」をチェックし、[理由：情報共有システムの活用に関する工夫]と記入を行います。

Q16-2. 発注者が指定する工事において、情報共有システムを利用しない場合は、罰則（減点）はあるのでしょうか。

A16-2. 罰則（減点）は定めていません。

発注者が指定した工事においては、特記仕様書に示したとおり「やむを得ない理由があると認められた場合」を除き、使用していただくものと考えています。

※営繕工事においては、共通仮設費（積上げ計上）の「情報システム費」を変更契約により、減額を行います。